

# シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

## 揺さぶられっ子症候群(SBS)をめぐる スウェーデンの議論と可視化事情(その5) ～日本でも冤罪多発?—揺らぐ医学神話による訴追が急増(最終回)

取調べの可視化大阪本部 副本部長 秋田 真志

前号で、スウェーデンでは、2013年頃からSBS仮説に疑問が提起されるようになり、科学的根拠は十分ではないとする最高裁判決(2014年)や政府機関報告書(2016年)が出されるに至ったことを紹介した。それでは、日本におけるSBS仮説をめぐる議論状況は、現在どうなっているのだろうか。今後、どのように展開していくのだろうか。

### 1. 変わらない検察官の姿勢

スウェーデンでの視察を終えた筆者は、帰国後、担当しているSBS事案において、スウェーデンをはじめとする海外でのSBSをめぐる議論状況の立証を試みることにした。検察が訴追の根拠とするSBS理論が、海外では強い批判にさらされて揺らいでいること、今や仮説にすぎないとされ刑事事件において雪冤が相次いでいることを、日本の裁判所も知る必要があると思われるからである。実際、日本の裁判例では、「医師の原審公判供述によれば、SBSは、①硬膜下血腫、②脳実質損傷に起因する脳浮腫、③網膜出血の三徴をもって診断することが確立しており、長女のこれらの症状はSBSと診断することができるという」(大阪高裁平成29年3月28日判決)などと、国際的には、もはやおよそ通用しない議論がそのまま受け入れられていた。

そこで、筆者は、同事件の期日間整理手続における弁護人の予定主張として、SBSをめぐる海外の議論状況を明らかにし、その立証として、甲南大学笹倉香奈教授(刑事訴訟法)を証人として請求したのである。笹倉教授には、今般の日弁連のスウェーデン視察のために、多くの関係者に連絡をとってコーディネートしていただいたほか、助言者として同行いただき、通訳の労もっていただいた。また、笹倉教授は、スウェーデンだけでは

なく、SBSに取り組むアメリカのイノセンス・プロジェクトと連絡を取るなどして、アメリカ、イギリス、カナダなどでのSBSの議論状況に通暁しておられた。

弁護人の予定主張及び証人請求に対し、検察官は「SBS理論は争点ではない」などとして強く反対してきたが、裁判所は笹倉教授の証人尋問採用の意向を示した。すると、検察官は、今度は「弁護側立証に対し反論する」などとして、「海外でもSBS理論を批判する学説は一部にすぎない」などと主張した上で、日本でSBS仮説に基づく虐待論をリードしてきた小児科医を証人として請求してきたのである。いずれにしても、検察側には、海外の議論を踏まえて、これまでの訴追を再検証してみようとする姿勢は皆無のようであった。

結局、笹倉教授及び当該小児科医双方の請求が採用され、証人尋問が実施されることになった。

### 2. リノエ教授に聞かされていた とおりの批判

それでは、当該小児科医は、法廷でどのような証言をしたのか。その内容は、スウェーデンでリノエ教授から聞かされていた「攻撃」と瓜二つのものだったのである。すなわち、SBS理論に十分な医学的根拠がないとしたスウェーデン政府機関SBU(社会保険省医療

技術評価協議会)の調査委員会について、同医師は「息子がSBSで訴追された人物からの影響を受けている」「委員の中に虐待小児科医が含まれていないのは不公正だ」「報告書発表前に小児科学会らが申し入れた査読を拒否したのは手続として問題がある」「対象となった3773もの論文のうち、科学的証拠に基づいているとされたのがわずか10論文だとしているのは評価が偏っている」などの批判を繰り返し証言したのである。これらはいずれも、SBU報告書公表後、アメリカの虐待小児科医たちが、小児学会誌やインターネットで展開した批判そのものであった。現に、検察官はそれらの論文やインターネットでの動画発言を翻訳し、取調べ請求もしてきていた。

しかし、予めリノエ教授からそのような批判の有り様を聞いていたため、その証言は全く取るに足らないものと言えた。SBUの調査を担当した委員はいずれも中立であって、他者からの影響を受けているなどというのは言いがかり以外の何ものでもない。また、SBUの調査対象は、虐待小児科医が唱える三徴候=虐待論が、医学的・科学的な検証に耐えうるかである。小児科医を委員に入れろ、あるいは査読させろというのは、一方当事者に裁判官をさせろ、あるいは判決文の草稿を点検させろというに等しい。さらに、SBUの調査は、システムティック・レビュー (Systematic Review 系統的調査) という国際的に承認され、長年用いられてきた科学的手法に基づいている。わずか10論文しか科学的証拠に基づいていなかった (しかも質の低いエビデンス) という結果は、SBS仮説の信頼性の乏しさを端的に裏付けているのであって、SBU調査の信頼性そのものを左右するものではない。そして、何より問題なのは、これらの批判は、委員の構成や手法をことさらに問題視することによって、巧みにSBS仮説そのものについての議論を避けていることである。そこでは、SBS仮説自体の問題性という本来の議論が、すり替えられ、曖昧化されようとしているのである。

### 3. 旧態依然の訴追・有罪判決が続く日本

以上のような検察の姿勢からみればやむを得ないのだろうが、日本では、今もSBS仮説に依拠したと思われる立件、訴追が相次いでいる。残念ながら裁判所も、検察側医師証言を信用する形で、有罪判決が続いている。

2017年10月2日の大阪地裁判決 (裁判員裁判) では、生後2ヶ月半の乳児を暴力的に揺さぶって死亡させたとして (傷害致死)、懲役5年6月の有罪判決が下されている。判決では、「首もすわっておらず、抵抗できない乳児を強く揺さぶっており、同情する事情はない」とされた。しかし、実はその被告人は、事件当時66歳の祖母である。たまたま母親の留守中に2時間くらい預かった孫が、後に急変したことから、この祖母が疑われることになった。祖母は一貫して否認を続けたが、裁判所はSBS理論に基づく検察側医師証言のみを根拠に有罪判決を出したのである。

また、同年12月2日には、奈良地裁でSBS事例について無罪判決が出されているが、SBS仮説に基づき暴力的な揺さぶりの存在を肯定した上で、犯人性を否定したものである。判決では「上記損傷は、日常生活の中で生じ得る事故等によるものではなく、頭部に意図的な強い回転性外力が加えられた結果といえ、上記損傷が故意による強い外力によって生じたことは明らかである」とされたのである。

日本の刑事裁判では、なおSBS=虐待論は健在であり、それが仮説にすぎないことが認知されるにはまだまだ時間がかかりそうである。前号でも触れたように、リノエ教授は、私たちと別れる際、「日本も現在非常に難しい状況にあると思います。日本の状況が変わるには、10年、あるいは20年かかるかもしれません」と予言された。残念ながらその予言は簡単には覆りそうにはない。

### 4. 日本での新たな動き

しかし、希望はある。リノエ教授も「いずれは正し

く理解する新しい人たちが出てきて、必ず変わるでしょう」とつけ加えられた。また、オグバーク兄弟からは、より具体的に「SBS問題に関心のある医師のネットワークを作ることです。SBSを支持するグループはそう簡単にはなくなりません。彼らの議論を収集して、ちゃんと反論していくことが必要です。また問題のある事例についてメディアなどにも訴えていく必要があると思います」というアドバイスをいただいた。

これらのアドバイスを実践していかなければならない。特に、これまで個々の弁護士らがバラバラにかかわっていたSBS問題について、弁護士が医師とも連携を取りながら、より系統的にかかわっていく体制・ネットワークが必要である。2017年秋には、日弁連刑事弁護センター内に「SBS対策チーム」が作られ、そのような体制・ネットワーク作りが始まった。今後、子どもの権利委員会など、児童相談所の虐待防止に取り組んできた会員との意見交換や連携も必要不可欠であろう。

社会や医師らに対する啓蒙も必要である。筆者は、笹倉教授とともにNPO「SBS検証プロジェクト」を立ち上げ、ホームページやブログを公開した。また、龍谷大学犯罪研究センターの支援により、海外からイギリスでSBS問題に取り組んできたウェィニー・スクワイア医師（神経病理学）、アメリカのイノセンス・プロジェクトでSBS問題に取り組むキース・フィンドレー、ケート・ジャドソン両弁護士らを招くことができた。これら海外講師らとともに、2018年2月8日に東京弁護士会館（日弁連）で会員向け国際セミナー「科学的証拠の検証-乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を例に」、同月10日には京都で龍谷大学犯罪研究センター主催の国際シンポジウム「揺さぶられる司法—揺さぶられっ子症候群仮説の信頼性を問う」を開催したのである。ここでは、これまで多く語られることのなかった児童相談所による親子分離や訴追を経験した日本の親たちの声も紹介された。これらの動きは、複数のマスメディアにも取り上げられ、法曹関係者だけでなく、医学者、児童相談所関係者らの関心も集めることになった。

## 5. まとめに代えて —冷静な議論のために

他方で、これらの動きに対して、虐待防止を訴えてきた医師たちからの批判・反発も根強い。「現に多くの虐待がある」というもののほか、最近では「三徴候だけで虐待と決めつけてなどいない」などという反論も強く出されるようになった。念のために言えば、SBS仮説を問題視する立場だからといって、虐待を容認するものではないことは当然である。虐待は許されないが、冤罪も許されない。訴追や親子分離の根拠とされてきたSBS仮説が科学的に不確実とされ、冤罪を生むリスクがあると指摘されている以上、原点に立ち返って、冷静に再検証する必要があることだけは疑いの余地がない。

筆者は、約25年にわたり取調べの可視化問題に関わって来たが、可視化反対論者からは、「密室でなければ真実は語られない。可視化は取調べの真相解明機能を損なう」といった批判・反論を受け続けた。SBSの議論状況は、それと非常に似ているようにも思える。運用・制度にせよ、理論にせよ、一度定着したものを「変える」ことには多大なエネルギーを要するのである。

しかし、長年の議論や技術の進歩、さらに国際的な潮流を経て、日本でも可視化は実現しようとしている。SBSも同じであろう。可視化により、「供述に過度に依存した刑事司法から脱却」しようとする以上、今後SBSなどの科学的なアプローチがより重視されて行くことになる。仮に犯罪の推定に誤った科学的知見が用いられれば、それこそ冤罪の量産につながりかねない。可視化時代こそ、弁護士は、科学的なアプローチにも強くならなければならないのである。

一件定着した議論を改めて検証するためには、何より、批判のための批判を応酬しあうのではなく、粘り強く、かつ、冷静な議論を続けていくことが不可欠である。そして、そのような議論のためにも、個々の弁護士が、その活動の中で、不断の努力を惜しまないことが求められているというべきであろう。